

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）に対する意見

1. 概要

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成22年8月30日（月）から9月9日（木）まで
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法

2. 意見の提出者数

- 個人 2名
- 団体職員 4名
- 団体 2団体

3. 意見の概要及び意見に対する事務局としての考え方

別添のとおり。

該当箇所			意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
重点点検分野	重点調査事項	該当部分		
Ⅲ 1. 地球温暖化問題に対する取組	① 京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組	③ 今後の政策に向けた提言	1 ○ 京都メカニズムに関して、文章中に、プロジェクトの登録及びクレジットの発行に至るまで多段階の審査と長い時間を要する、登録済み案件に占める省エネ関連案件が全体の1割程度に留まる等の問題点が記載されているように、「今後の国際交渉に当たって」ではなく、まず優先されるべきは、京都議定書第一約束期間におけるCDMの改善である。その点において、「③今後の政策に向けた提言」として、まず、CDMの改善について、記載されるべき。さらに、京都メカニズムと、柔軟性メカニズムとの使い分けを行なっているが、京都議定書第一約束期間におけるCDMの改善であることから、全て「京都メカニズム」とすべき。	当該意見は、重点調査事項①の今後の政策に向けた提言における優先事項の扱い及び記述の整理に関するものであるが、気候変動に関する国際交渉では、現行の京都メカニズム（CDM等）の改善や、新たな柔軟性メカニズムの創設について議論が行われており、いずれも重要であることから、修正は行わない判断とした。
	② 温室効果ガスの濃度の安定化めに向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組	② 主な取組状況等	2 ○ 「地球温暖化を防止するためには、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的かつ大幅な削減が必要であり、そのための対策は直ちに開始していくべきです」、「その達成のためには、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税及び全量固定価格買取制度を含めたあらゆる政策を総動員していくことが必要です。」は削除すべき（「②主な取組状況等」は、政府の取組状況をファクトベースで記載すべきである）。	当該意見は、重点調査事項②の主な取組状況における記述の整理に関するものであるが、当該意見の記述箇所は、地球温暖化対策の基本的方向性を明らかにするために基本的施策等を盛り込んだ基本法案に関する説明の中での文脈として整理していることから、修正は行わない判断とした。
			3 ○ 地球温暖化対策法案は既に廃案となっているにもかかわらず、一般にわたって同法案が実効性を持つとの前提で環境政策を評価しているのは不適切である。	当該意見は、重点調査事項②の主な取組状況における記述の整理に関するものであるが、該当箇所については、地球温暖化対策基本法案について、政府として本年3月に閣議決定を行い、第174回通常国会に提出した事実に基づき、取組状況として記述しているのみであることから、修正は行わない判断とした。
			4 ○ 地球温暖化対策を進める上では、「環境と経済の両立」という視点は不可欠である。こうした観点から、地球温暖化対策に関わる	当該意見でご指摘のあった点については、地球温暖化対策に関わる経済影響分析等に関し

	<p>経済影響分析等は、政府全体として責任を持った場において、専門家らによる開かれた徹底的な検討がなされるべきである。先に発表された「中長期ロードマップ小沢環境大臣試案」については、環境省の小委員会での経済モデル分析では各種政策導入によるマイナス要因に触れていないばかりか、分析の前提や根拠が示されていないなどの問題点が指摘されている。今後こういった指摘も踏まえ、改めて省庁間の垣根を越えた総合的な検討組織においてしっかりとした分析が行われる必要がある。</p>	<p>て、7月15日に開催された第9回中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において、専門家らによる公開での重点的な検討がなされていること、また、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中で、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ、政府内で連携して検討を進める旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
	<p>5 ○ 中期目標の前提条件にもあるように、我が国の中期目標は今後の国際動向を踏まえて決定されるものである。何の担保もない数値をもとに記載することは非常に問題であり、そもそも、地球温暖化対策基本法案等に示された90年比▲25%削減の根拠について明確にすべきである。</p>	<p>当該意見は、25%の削減目標の根拠に関するものであるが、提言部分において、25%削減目標に係る具体的な対策・施策については、政府内で連携して検討を進めることとされていることから、修正は行わない判断とした。</p>
	<p>6 ○ 「平成25年(2013年)以降の新たな枠組みの構築等に向けた国際交渉では、バリ・ロードマップに基づき、平成21年(2009年)12月のデンマークのコペンハーゲンにおけるCOP15及びCOP/MOP5において、新たな枠組みの法的文書の採択が目指されていた。わが国は、90年比25%削減という諸外国に比して極めて野心的な中期目標や『鳩山イニシアチブ』による途上国支援を提案したものの、COP15及びCOP/MOP5における法的文書の採択はなされなかった」との文章を追加すべき。</p>	<p>当該意見は、国際交渉の経緯に関するものであり、我が国の主な取組状況である「中期目標や『鳩山イニシアチブ』による途上国支援を提案した」部分はずでに記載があることから、修正は行わない判断とした。</p>
③ 今後の政策に向けた提言	<p>7 ○ 25%削減目標の具体的な対策・施策として、オフィスワークを紙文書主体からデジタル文書主体へ変換する取組を官民共通で取り組むべき。</p>	<p>当該意見は、25%削減目標の具体的な対策・施策に関する提言であるが、本報告書はあらゆる施策・取組を網羅的に記述する性質のものではなく、また、重点調査事項②の主な取組状況において、中長期的な排出削減のための取組としてあらゆる施策を総動員する必要性について記述しており、当該意見の施策はこの記述の中に含まれていることから、修正は行わない判断とした。</p>
	<p>8 ○ キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度については、導入ありきではなく、国民生活への影響を分かりやすく明示するとともに、導入の是非について国民議論が必要。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中に、国民対話等を通じて国民各</p>

	<p>界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨や、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
<p>9 ○キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度について、「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける専門的な検討や論点整理等を通じて、国民各界各層から幅広く意見を聴きつつ」、「具体的な制度設計案の提示に向けた検討を進めるべき」とあるが、政策手法ワーキンググループでは、「実態に合った目標設定が困難」、「経済にはマイナス効果」等の問題点が専門家より指摘されているほか、国内排出量取引制度小委員会におけるヒアリングでも、鉄鋼をはじめ多くの産業団体より制度導入には強い懸念が示されている。したがって、制度設計案の提示に当たっては、これらの問題点や懸念が全て解決されることが前提であることを明記すべきである。</p>	<p>当該意見でご指摘のあったキャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度は、中長期目標の実現のため導入する施策として総理も言及し、また基本法案や新成長戦略工程表にも盛り込まれたものである。なお、制度設計に際しては、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中に、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨や、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
<p>10 ○地球温暖化対策のための税の導入については、拙速に導入することなく、税制全体を見直し、国民的理解を得るプロセスが不可欠である。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の主な取組状況等における記述の中で、中央環境審議会における審議、政府税制調査会における検討等、これまでの検討の経過等を記述するとともに、今後の政策に向けた提言における記述の中で、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
<p>11 ○地球温暖化対策のための税（環境税を含む税制のグリーン化）について内容を検討する場合は、既にわが国全体で4.6兆円を超えるエネルギー関連税（平成22年度当初予算）が存在しているなかで、更なる課税を行うことによるCO2削減効果と税の必要性を明示すべきである。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中に、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨や、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>

<p>12 ○再生可能エネルギー全量買取制度導入については、国民や事業者に導入に伴う影響や負担について十分な説明を行い、理解を得た上で進めるべきであり、拙速に導入すべきではない。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項③の今後の政策に向けた提言における記述の中で、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨や、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ検討する旨、「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」において様々な角度から議論を行いその成果等を踏まえて制度創設に係る施策を講じる旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
<p>13 ○国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入が個別に記載されているが、こうした政策は、国民生活や雇用、産業競争力に多大な影響を与える一方、炭素リーケージの招来や、革新的技術の開発や普及のための研究開発などの原資を奪うなど、様々な問題がある。また、これら3つの施策全体としての効果と費用・負担が明示されたうえでの国民的な議論も行われていない。したがって、現時点でこれらの施策の導入をすべきとの趣旨の提言をすべきではない。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中で、3つの施策を含めた基本的施策について、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ、総合的かつ計画的に推進する観点から検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
<p>14 ○「地球温暖化対策のための税」、「国内排出量取引」、「再生可能エネルギーの全量買取制度」等の各施策については、その削減効果等をバラバラに論じるのではなく、国民生活や産業に与える影響を全体として捉え、地球温暖化対策全体の中で、それぞれの位置付けを明確にしたうえで、導入の可否も含め検討を進めるべきであり、その必要性を明記すべきである。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中で、3つの施策を含めた基本的施策について、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ、総合的かつ計画的に推進する観点から検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
<p>15 ○2020年の温室効果ガスの90年比25%削減ありきではなく、エネルギー基本計画との整合性を確保しつつ、国際的公平性、実現可能性、国民負担の妥当性の観点から、透明で国民に開かれた議論を改めて行う必要があるため、90年比25%削減を前提とした記述は削除すべき。</p>	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言における記述の中で、エネルギー基本計画に基づく地球温暖化対策の検討の成果等をいかながら政府内で連携して検討を進める旨、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨や、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影</p>

	響について考慮しつつ検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。
16 ○ 25 %削減ありきではなく、議論の動向、国際情勢等を考慮し、柔軟に中期目標を見直す枠組みについても提言に盛り込むべき。	25%の削減目標は、全ての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものであり、国際情勢を考慮したものとなっていることから、修正は行わない判断とした。
17 ○地球温暖化対策と成長戦略の両立の鍵を握るのは技術である。国民の生活レベルを維持・向上させながらCO ₂ 排出量を抑制するには省エネ等の革新技術が不可欠であり、ここに力を注ぎながら、我が国の優れた技術や省エネ製品を国内外に普及させることが、日本の新たな成長に繋がるものと確信している。技術開発を阻害するような施策は決して遂行すべきではない。	当該意見は、技術革新・開発の重要性に関するものであるが、そもそも重点調査事項②は中長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムが、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指す観点から位置づけられている旨を明示しており、また、バイオ燃料生産等の各分野の技術開発の取組等を記述しているほか、今後の政策に向けた提言における記述の中で、低炭素型の技術や製品の提供を行う企業の積極的な姿勢を後押しするため、低炭素技術・製品の普及を通じた日本の貢献を国内目標達成への反映を図る新たな仕組みを構築し、民間投資を促進する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。
18 ○ 「80 %削減は、非常に意欲的な目標」であり、直ちにその達成に向けて国内排出量取引制度等の施策を積極的に講ずることとされている点について、長期目標の 80 %削減実現には革新的技術開発が不可欠であるにもかかわらず、掲げられている3施策を長期目標達成のための「基本的施策」と位置づけていることは不適切である。	当該意見は、技術革新・開発の重要性に関するものであるが、3施策については基本的施策の例示として記述しているところであり、また、上述のとおり、本文内ではその重要性を踏まえた記述をしていることから、修正は行わない判断とした。
19 ○ 「地球温暖化対策基本法案をはじめ最近の地球温暖化対策の立案は、透明で国民的な議論を経て行われていない例がある。温暖化	当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項②の今後の政策に向けた提言にお

			<p>対策は国民各層に多大な影響を与えるものであり、十分な情報開示を行ったうえで国民的議論を行う必要がある」との記述を入れるべきである。</p>	<p>ける記述の中で、国民対話等を通じて国民各界各層への情報提供を行い幅広い意見を聴取しつつ検討を進める旨や、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ検討する旨を記述していることから、修正は行わない判断とした。</p>
Ⅲ 2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	① 自然の物質循環と経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保	③ 今後の政策に向けた提言	20 ○低炭素社会、自然共生社会形成と統合的に展開する循環型社会形成に向け、限りある資源の節約と廃棄物の削減のためにも、産業界の取組を支援する施策を講じるべき。また、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会のバランスを取ることが重要であることから、それを踏まえた施策を講じるべき。	<p>当該意見でご指摘のあった点については、重点調査事項①の今後の政策に向けた提言における記述の中で、低炭素社会形成、自然共生社会形成と統合的に展開する循環型社会形成に向けて、廃棄物発電やバイオマス利活用等産業界を含めた各主体の取組を推進する重要性、それぞれの社会づくりの相乗効果を最大限に活用する必要性を既に記述をしているため、修正は行わない判断とした。</p>
Ⅲ 4. 生物多様性の保全のための取組	③ 森・川・海のつながりを確保する取組	② 主な取組状況等	21 ○生物多様性に関して、日本近海は生物多様性のホットスポットであり、全海洋生物種数の約 14 %が分布しているという事実について、広く報道され重要な事実だと思うので、言及すべき。	<p>当該意見でご指摘のあった海洋生物に関する視点については、海洋生物の多様性保全とその持続的利用といった取組を推進する必要性を記述するとともに、重点調査事項④における記述の中で、モニタリングサイト 1000 の実施を通じた海洋・沿岸域における生物種や生態系のデータ等の重点的な情報収集を進める旨を既に記述しているため、修正は行わない判断とした。</p>
Ⅲ 5. 環境保全の人づくり・地域づくり	③ 多様な主体の連携・協力によって、よ	③ 今後の政策に向けた提言	22 ○小さなエリアに限定して環境保全を考えるのではなく、日本ブランドの付加価値を高める日本全体の経済・環境向上に係る総合プランの下、各地域の環境保全活動を促進すべき。 具体的には、 ・ 特色ある産業を目玉にした地域経済の活性化 ・ 都市景観の統一などの環境保全	<p>当該意見は、産業・自然環境・景観等の地域特性を生かしつつ、多様な主体が参画した環境保全型の地域づくりの推進に関する具体的提言であるが、重点調査事項③において「地域環境力」を取り上げ、その概念等を説明するとともに、産業・自然環境・景観等の地域</p>

<p>くりの 推進</p>	<p>り良い 環境、 より良 い地域 をつく るため の地域 全体と しての 意識・ 能力を 向上さ せる取 組</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光価値の向上や自転車乗り入れによる利便性向上を通じた集客増 ・ 退職高齢者、主婦など非就労者の人材を活用した地域活性化など。 	<p>特性を生かした地域の個別具体的な優良事例を例示し、その取組の推進を進める重要性を記述しているところであり、既にこれらの記述に包含されていることから、修正は行わない判断とした。</p>
-------------------	--	--	--	--

(注) 提出のあった複数の意見のうち、その趣旨が同一であると事務局が判断したものについては、適宜、まとめて整理している。